

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「附則第18条」を「附則第21条」に改め、同条第6号中「附則第19条」を「附則第22条」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。